



- ① 見知らぬ人が家に来たり話しかけてきたりしたときは、簡単にドアをあけない、要注意!
- ② 家族や自分のことは おしえない!
- ③ あまい言葉にご用心、うまい話は疑うべし!
- ④ 必要なければ「いいません」とハッキリ断る。
- ⑤ 書類は保護者に見てもらい、署名や押印は慎重に!
- ⑥ 悩んでないで、家族や先生、京都市 消費生活総合センターに相談しよう!

この冊子の作成にあたり、奥村光太郎先生(京都市立勸修中学校教諭)・
黒田哲広先生(京都市総合教育センター指導主事)・佐藤雅子先生(京都市立春日丘中学校教諭)・
柴田陽子先生(京都市総合教育センター指導主事)に御協力をいただきました。(50音順・所属は本冊子作成当時)
(作画:内山万惟子 編集:京都精華大学 事業推進室)

《京都市消費生活総合センター 相談のご案内》

消費生活相談 電話 256-0800

多重債務相談 電話 256-3160

相談時間／午前9時～午後5時 土・日・祝休日・年末年始(12/29～1/3)を除く

土・日・祝休日(年末年始を除く) **緊急時**のご相談は 電話257-9002へ
午前10時～午後4時(電話相談のみ)

届けよう ぼくらのこづかい 被災地に(平成23年度くらしの達人消費者標語・洛南中学校1年生の作品)

学年	組	氏名
----	---	----

発行:京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター
〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
Tel 075-256-1110 Fax 075-256-0801 ホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

古紙パルプ配合 大豆油インク 平成24年3月 京都市印刷物第183172号



**お金と生活
「契約」から考えよう**

＜京都市＞



トラブル事例!

インターネットのいろいろなサイトを見ていて、クリックしたときに「入会ありがとう。3日以内に3万円振り込んでください。」という画面になった。その後、パソコンに請求画面が自動表示され続けるようになった。

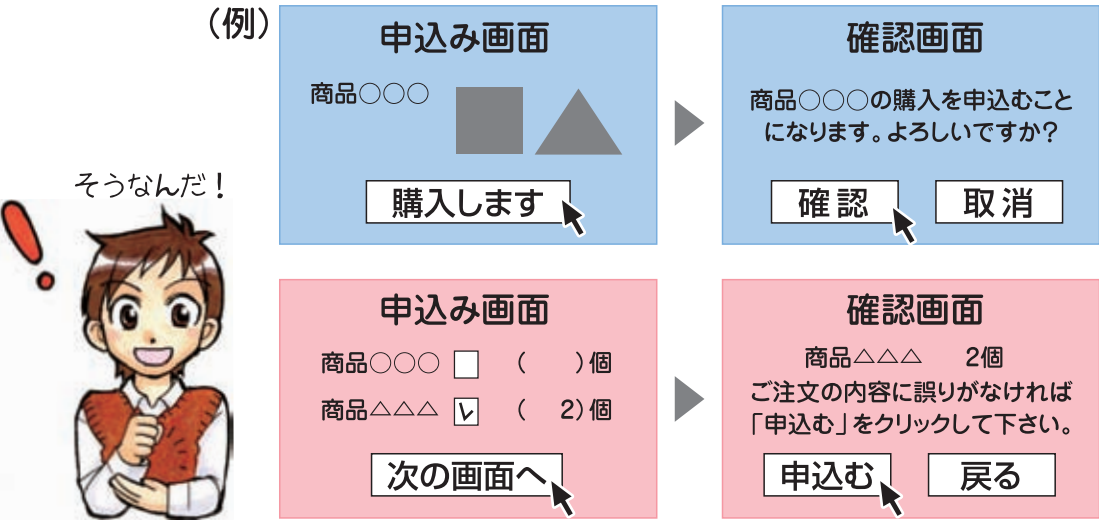
ブログで仲良くなった人に誘われ、サイトに登録したところ、有料の契約になってしまった。

携帯電話に迷惑メールが送られてきた。消去しようとしたら、誤ってサイトのアドレスをクリックしてしまった。すると「ご入会ありがとうございます」と高額な入会金を請求された。

雑誌広告に「通話無料」と書かれていたので、電話をかけたところ、高額な情報料を請求された。

着メロサイトを見ていたはずが、いつのまにかアダルトサイトに繋がって登録になっていた。
※出会い系サイト・アダルトサイトを18歳未満の人が利用することは法律で禁止されています。

携帯電話やパソコンなどのインターネットを利用した売買の契約（電子商取引）では、最初に料金の表示や有料などの表示があって、もう1回「購入」「登録（入会）」等を確認する画面が無い場合は、契約は無効です。料金を支払う必要はありません。



覚えがないのに料金を請求されたとき

- 「取り消したい方は、こちらにメールを」などと連絡先が記載してあっても、メールを送信してはいけません。送信するとメールアドレスを教えることになります。
- 携帯電話では、クリックしたことで電話番号が相手に自動的に伝わり、請求の電話がかかってくる場合があります。
- 電話番号やメールアドレスからは名前や住所などの個人情報はわかりません。相手に聞かれても教えないようにしましょう。
- 名前や住所などを教えると、今度は郵便で「お金を支払わないと裁判にかけます」「家に押しかける」などと脅してくる場合もあります。
- 一度お金を払うと、いろいろな理由で次々に請求される可能性があります。
- 一人で悩まず、保護者や京都市消費生活総合センターに相談しよう。



知らない人からのメールや着信は無視しよう。

携帯電話、ここにも注意!

ゲームや歌などをダウンロードするとパケット料金が思っていたより高額になることがあります。

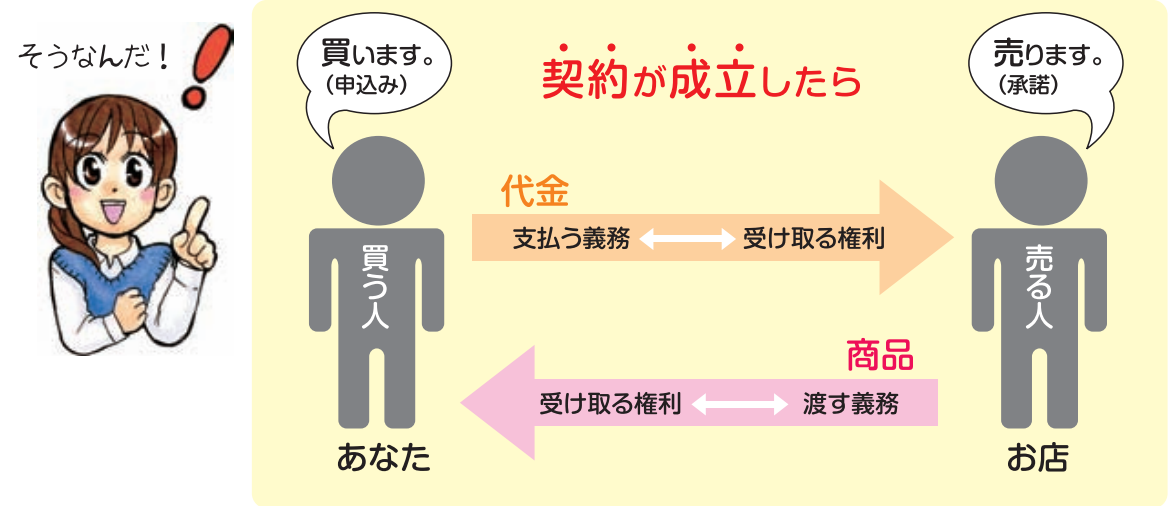
- 料金プランは、保護者とよく相談して決めよう。
- 無料・定額などの表示がある場合は、どういう条件のときに無料・定額になるのか、よく調べよう。



トラブル事例!

- △お店で気に入って買った服だったが、友人に似合わないと言われ、着る気がなくなった。
返品したい。
- ➡商品が壊れていたり（欠陥）、注文したものと違ったとき以外は店には返品・交換に応じる義務はありません。応じてくれる店もありますが、あくまでサービスです。
- △借りていたDVDを返し忘れて、**高額**な延滞金を請求された……。
- ➡レンタルの場合は借りていた物を返却する義務があります。普段から期限などの決まりをきちんと守る習慣をつけよう。
- ➡延滞金については、契約内容を確認しよう。
- ➡会員カードを友達に使わせた場合は、友達のトラブルにもあなたが責任を負うことになります。会員カードの貸し借りはやめよう。

契約とは、法的責任を伴う約束のことです。
契約は自由にできる代わりに、いったん契約するとその内容を守らなければなりません。
一度「買います」「売ります」と約束したら、契約が成立し、権利と義務が発生します。



いつもの買物も「契約」です

文房具やお菓子を買う場合をみてみましょう。「買います」と口に出して言わなくても、商品をレジに持っていくことが「買います」の意思表示（＝契約の申込み）になります。

契約書を作るのは何のため?
法律で決まっている場合や高額な商品を買う場合などは、契約書を作りますが、契約書が無くても、口約束でも契約は成立します。口約束では、後で言った言わないのトラブルになりやすいので、約束の内容を書いて書類を作り、書類にサインをしたり、印鑑を押して、合意したことをきちんと証拠として残すのです。

契約は、自分の都合で勝手にやめられません

気が変わったなど、一方的な理由で契約をやめることはできません。相手と話し合って合意するのが基本です。自分がやめたつもりでも相手が了承しなければ契約は続いています。そのままにしておくと、損害賠償や違約金を請求されることもあります。

契約前に必要な情報を集めよう

- 契約する前に、カタログや広告などで、商品やサービスの内容や価格について情報を集めて、知識を得ておくことが大切です。
- 他の業者の商品との違いを比べたり、複数のお店で価格を比べよう。
 - 機能や価格など、どこにポイントを置いて選ぶのか、自分なりの判断基準を持とう。
 - 申込書やパンフレットなどは、きちんと読むようにしよう。分からないことがあったら、その場で契約せずに保護者に相談しよう。

広告の表示について

事実と異なる説明や、根拠もなく他社の商品よりも著しく優良であると誤解を与えるような広告は法律で禁止されています。また、健康食品の広告では、医薬品のような効能をうたうことも禁止されています。

よく考えてから「契約」しよう



トラブル事例!

▲**無料**で受けられると勧められ学力テストを受けた。結果の説明に訪問してきた業者に長時間にわたり契約を勧められた。

▲商店街を歩いているとき、**読者モデル**にスカウトされた。登録料などの費用を払ったが、モデルの仕事がいくら待ってもこない。

▲無料のお試し券をエステティックサロンで試してみたら、「**お肌**が実年齢より高齢」と言われた。不安になり契約したが、支払いができない。

▲親に無断で、アクセサリーをクレジットで購入した。以前18歳では契約できないと断られたことがあったが、月々8,000円ならアルバイトで払えるので大丈夫と思い、**20歳**として契約した。親に怒られて、お店に解約を申し出たが、できないと断られた。

よく考えてから**契約**しようと思っても、突然、業者が訪問してきたなど、心の準備ができていないときに商品をお勧められて、適切な判断ができないまま契約してしまう場合もあるでしょう。そのようなトラブルから消費者を守るため、本当に必要かどうかを一定期間冷静になって考えることができるクーリング・オフという制度があります。



➡クーリング・オフできる契約があります

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の販売形態で、3,000円以上の契約をした場合に限られます。クーリング・オフできる期間は、訪問販売は書面交付日から8日間などと決められています。
○商品が取り付けてあっても、使用した場合でも、返品ができます。(一部の消耗品を除く)
○契約書面にクーリング・オフできるという記載がない場合や、「特別な契約なので適用されない」など、うその説明でクーリング・オフを妨害されている場合などは、いつでもクーリング・オフできます。

➡すべての契約にクーリング・オフ制度があるわけではありません

お店で購入した商品や通信販売で購入した商品には、クーリング・オフ制度はありません。ただし、お店などに自ら出向いて契約した場合でも、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスについてはクーリング・オフや中途解約できる場合があります。

クーリング・オフができる場合でも……

クーリング・オフをしても、悪質な業者では、一度払ったお金が返金されるまで長い日数がかかったり、何度も連絡してようやく返金された、倒産したり連絡がつかなくなって結局、返金されなかった等、時間と手間、精神的な負担は計り知れません。トラブルにあわないためにも、よく考えてから契約することが大切です。

未成年者が契約した場合の取消

未成年者*が契約するときは、法定代理人（通常は親権者である保護者）の同意が必要です。同意のない契約は、法定代理人や未成年者本人が取り消すことができます。ただし、おこづかいの範囲内の契約や、20歳以上だとうそをついたりした場合などは取り消しできません。
*未成年者＝20歳未満。ただし、結婚していれば成年者とみなされる。

気をつけよう 若者に多い被害

●キャッチセールス

「簡単なアンケートに答えて」などと呼び止めて、事務所や喫茶店などに誘い、高額な商品やサービスの契約をさせる手口です。いきなり知らない人に声をかけられてすぐに契約するかな?と思うでしょうが、大学生や20代くらいの若者がよく被害にあっています。相手はプロです。相手のペースに乗せられないよう、最初にキッパリ断ろう。

●デート商法

恋愛感情を利用して高額な商品売りつける手口です。支払いが大変になっても、だまされているとなかなか信じられない被害者もいます。お見合いパーティーや出会い系サイトなどで知り合ってからメル友になるなど、販売目的を隠して近づいてくるので「現実」を理解するのに時間がかかるようです。

●その他

「試供品をもらうだけのつもりだったが、続けないと効果が出ないと言われ、化粧品6か月分を購入。肌荒れをおこしたので返品したい。」「永久脱毛のサービスを受けて皮膚に炎症を起こした。」など、美容に関するトラブルが多くみられます。このほか、「くじ引きをひいたら、当選して有線放送の受信機が無料でもらえることになり、契約した。よく考えてみたら必要なものではなかったので解約すると、高額な違約金を請求された。」など、よく内容を確認すれば防げる事例もあります。



トラブル事例!

⚠️写真や画面で見た商品と届いた商品の色が微妙に違う。

⚠️サイズは表示されていたが、よく確かめずに購入したら、大きすぎた。

⚠️パソコンを購入したが、届いた商品には、周辺機器を繋ぐための接続口がないことがわかった。

⚠️到着が2か月後になるという人気商品を申し込んだが、その間に自分の事情が変わって支払いが難しくなったので解約したい。

⚠️広告を見て気に入った商品を購入したら、翌月にも色違いの商品が届いた。よく確かめると毎月商品が届く契約になっていた。

⚠️料金を前払いしたのに品物が届かない。業者は「すでに送った」と言っている。

通信販売は、カタログなどの情報をもとに、消費者がよく考えたうえで申し込みます。
インターネット販売も通信販売の一つです。

- クーリング・オフはありません。
- 返品できない場合があります。
- 返品できる場合は、その条件や方法をよく確認しよう。
- 返品のことについて広告に明示されていない場合は、8日間、送料消費者負担で返品できます。(平成21年12月1日以降の契約から)



インターネットでの取引では

- インターネット取引は事業者が相手とは限りません。
個人が相手の場合は、消費者を守る特別な法律はありません。取引には自己責任が求められます。
- オークションの運営を事業者が行っている場合でも、個々の取引すべてが運営する事業者によって保障されるものではありません。
- 先に代金を振り込ませてお金をだまし取ることを目的としたサイトもあるので、連絡先のわからないサイトでは買物をしてはいけません。

通信販売では、契約の相手や返品できる場合の条件、支払い方法などをきちんと調べ、申し込む前に保護者と必ず相談しよう。

インターネットを安全に利用するために

セキュリティ対策を万全に
ウィルスやスパイウェアなどの脅威からパソコンを守るため、セキュリティソフトは、最新の状態にしておきましょう。セキュリティソフトの有効期限が切れたままにしておくと、パソコンがウィルスで不調になったり、個人情報盗まれるおそれがあります。友達のメールアドレスなどが流出すれば、友達にも迷惑をかけるおそれがあります。

個人情報を送信するときは慎重に
金融機関などを装って、偽のメールを送ってきて、個人情報を送信させるフィッシング詐欺(さぎ)という被害も発生しています。個人情報の入力を求められたからといって、よく考えずに入力してはいけません。「登録すれば、もれなく全員にプレゼント」というような広告にも、むやみにアクセスしないようにしましょう。友達の名前も勝手に使ってはいけません。

インターネットの著作権・プライバシーの保護について

インターネットの普及によって、ホームページやブログなど、私たちも自分の意見や作品を手軽に多くの人に見たり聞いたりしてもらえるようになりました。その一方で、他人の著作権やプライバシーを侵害する加害者になる可能性も、以前より増えています。著作権やプライバシーに十分配慮して行動しよう。

たとえば、

友人Aがデジタルカメラで撮影した写真をメールで送ってもらった。写真に友人Bが写っていて、とても面白かったので、自分のブログに無断で掲載した…。

この場合は
あなたは、友人Aの著作権を侵害し、写真の内容によっては友人Bのプライバシーも侵害したといえるでしょう。

個人情報を守ることの大切さを考えよう



トラブル事例！

△学校の近くでアンケートに答えてほしいと呼び止められ、家族構成や親の職業を聞かれた。

△電話に出たら「お母さんに代わって。」と言われ、「いない」と答えると、「お母さんから教えてもらう約束をしていた」と、クラスメートの名前や電話番号を尋ねられた。

△警察官と名乗る人から電話があり、「交通事故で緊急の連絡が必要」と友達の名前を挙げ、電話番号を尋ねられた。
→ 保護者や学校に相談しよう。

△知らない業者から電話があったが、いきなり、悩んでいた持病に効くという健康食品の購入を勧められた。業者がどこから情報を入手したのか不安だ。
→ いくら不安になっても一度流出した個人情報を完全に回収することは不可能です。着信番号が表示される電話サービスを利用すれば、知らない相手からの電話には出なくて済みます。

情報通信技術の発達により、インターネットを通じて様々な買物や各種の手続きをしたり、カードや携帯電話で買物したり電車に乗ったりできるなど、さまざまなサービスが受けられるようになっています。これらのサービスを利用する際には、特定の個人を識別するために個人情報が使われています。便利になった反面、個人情報が誤った取扱いをされた場合、突然サービスが受けられなくなったりするなど、個人に大きな被害を及ぼすおそれがあります。また、プライバシーの流出に関する不安も高まっています。



➡ 個人情報が悪用されたら・・・

年齢や家族構成、職業などの個人情報は、商品やサービス売り込む場合に、ダイレクトメールを送ったり、電話勧誘したりするための情報となります。個人情報が悪質な業者の手に渡り、知らないダイレクトメールがたくさん届いたり、しつこい電話勧誘や訪問販売に悩まされる被害があります。

個人情報是不用意にももらさないよう気をつけよう。

個人情報と悪質商法

名前や家族構成などの個人情報を入手して接近してくる場合が多いので、要注意です。

アポイントメントセールス

「当選しました」などと電話がかかってきて、事務所や喫茶店などに呼び出されることがあります。商品やサービスの販売目的を隠して、客をおびき寄せ、契約をせまる手口です。

たとえば、

当選したのは、海外旅行に格安に行ける会員権で、今、会員になれば数々の特典を受けられる。会員になるためには、英会話の教材の購入が必要だが、海外旅行に行くには英会話ができたら良いので、特典が受けられる今、一緒に申し込んだほうがお得・・・

- ➡ 特典で受けられる割引と教材の支払額を比べ、よく考えたいところですが、「何時間も勧誘され、疲れて帰りたい気持ちになった・・・」「相手が複数で帰してもらえず怖くなった・・・」などの理由で契約してしまう人も多いのです。よく知らない相手に呼び出されて、出かけていくのは危険です。
- ➡ 契約してしまった場合は、京都市消費生活総合センターに相談しよう。

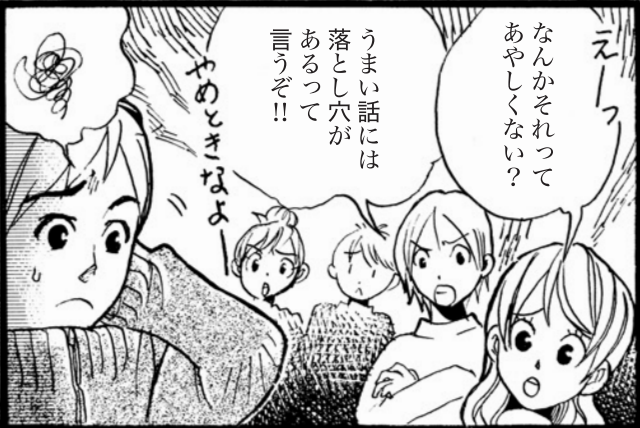
送りつけ商法（ネガティブ・オプション）

勝手に商品を送りつけてきて、代金を請求する手口です。

- ➡ 覚えがないときは受け取らないようにしよう。急いで受け取らなくても、後で配達しなおしてもらうこともできます。
- ➡ 受け取ってしまったら、代金を払ったり、商品を返送する義務はありません。受け取った日から14日間保管した後に処分することができます。
- ➡ 宅配業者を装った犯罪もあるので、保護者がいないときはどうするか、家族で話し合っておこう。

その他

趣味も個人情報のひとつです。絵画に関心がある人が、絵画展示会に招待され、高額な絵画の購入を勧められることがあります。



トラブル事例!

△友達を紹介するだけで簡単にもうかると誘われ、お金を借りて、ネットワークビジネスの会員になったが、もうからなくて、借金の返済に困っている。

△説明会で「実際にこんなにもうかっている人がある」とネットワークビジネスに勧誘され、参加したが、もうからない。

△名簿に掲載してある家庭を訪問し、教材を仕入れて販売するバイトを始めたが、説明と違ってまったく売れず、出費のほうが多い。

△社会勉強と思って始めたベンチャービジネスが赤字続きだが、努力が足りないと言われ、有料の学習会の受講を勧められている。

△知人をもうけ話に誘ったが、その知人から「うそのもうけ話で損をした」と訴えられた。

「簡単にもうかる、高い収入が得られる」と近づいてくる悪質業者がいます。「もうけるためには最初にお金が必要だが、もうけはそのお金以上になる」と言って、契約をせまってきます。以前は、ある程度の貯えや収入のある消費者がねらわれていましたが、現在では、10代・20代の若者も、もうけ話の被害にあうことが多くなっています。悪質業者は、良い面ばかりを強調したり、うその説明を行うこともあります。また、冷静に判断させない状況をわざと作って、すぐに契約するようせまってきます。

- 説明をうのみにせず、自分で情報を集めよう
- 冷静に判断できているか、自分を客観的にみつめよう



若者に被害の多い「マルチ商法」について

「マルチ商法」は、販売組織に会員として加入させ、会費収入と商品等の販売収入で利益を得ようとする商法です。勧誘・販売を行うことは、新しくお店をつくることと同じです。知識や経験があっても、もうけることは簡単ではありません。

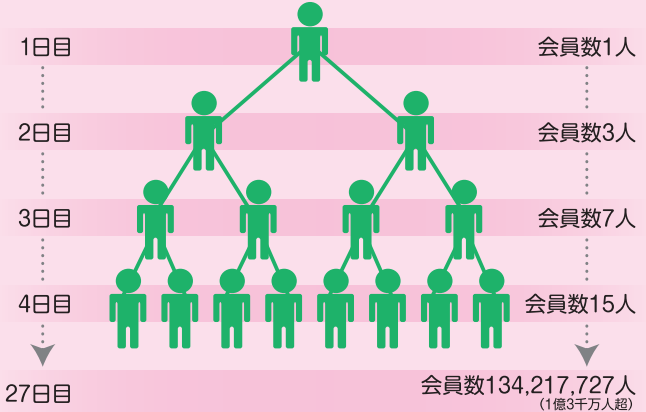
- ➡「ネットワークビジネス」など呼び方が違っていても「マルチ商法」場合があります。「マルチ商法は危険だが、マルチ商法ではないので安心」と言って勧誘する業者や、学生でもできる簡単なサイドビジネス、今までになかった新しいベンチャービジネスなどと説明する業者もいます。
- ➡社会経験の乏しい若者に「簡単にもうかる」と説明する業者は悪質業者です。会費の代わりに商品を一つ買わせるなど手口はいろいろですが、販売実態がほとんどなく、若者から会費を集めることのみをねらっている場合が多いので非常に危険です。

簡単にもうかるような「うまい話」は絶対にありません。

もうけ話と悪質商法

「ねずみ講」…金品を払わせて組織に加入させ、先に加入していた人は、後から加入した人が払った金品から配当を受け取り、新たに加入した人は次の人を加入させるという組織です。しかし、必ず破たんする仕組みであるため、組織を開設することや加入して勧誘することは、法律で禁止されています。マネーゲームと名称を変え、インターネットで行われる場合もありますが関わってははいけません。

「マルチ商法」による被害は、商品等の販売実態が無く、「ねずみ講」と同じように会員を増やすことのみを目的とする悪質業者によるものがほとんどです。例えば、開設者が2人の会員を加入させ、その会員も次の日に2人ずつ会員を加入させていくとすると、1か月もたたないうちに日本国民全員が会員になることになります。



ビジョンをもって、お金やカードの管理をしよう



カードの基本的な種類を知ろう

お金の流れに着目すると大きく3つに分類できます

プリペイドカード

お金を先に支払って購入するカード (例:図書カード、電車のカード、テレフォンカード)

キャッシュカード

銀行や郵便局などに預けているお金を出し入れするカード
定期預金などを担保に貸し付ける機能を持ったカードや、デビットカードといって、キャッシュカードに、お店で代金支払いが出来る機能を追加したカードもあります。

クレジットカード

商品等の購入代金をクレジット会社に立て替えてもらい、後でクレジット会社に支払うカード
クレジット会社に借金することと同じですが、商品の購入ごとに借金するための面倒な手続きをすることなく買い物ができます。通常、毎月のクレジット会社への支払時に一括払いすれば手数料 (利息) はかかりませんが、分割払いや、数か月先に支払いを延ばしてもらうときは手数料 (利息) がかかります。

ますます増えるカードの機能

カードは複数の機能を組み合わせたものが増えていきます。また、携帯電話を使った電子マネーにもクレジットカード代わりになるサービスが始まっています。カードをつくるときや新しいサービスを申し込むときは、どのように利用するのか、どんな機能を持たせるかなど、勤められるままに申込むのではなく、十分に考えましょう。

トラブル事例

⚠️キャッシュカードで預金口座からお金を引き出したつもりが、銀行から貸付を受けたことになり、高い貸付利息を払うことになった。(残高不足で貸付を受けた、カードの向きを逆に入れるとキャッシングできるカードを逆向きに入れた例など、理解しないまま使ってしまった例があります。)

⚠️いつも利用する店のポイントカードが新しくなるので手続きするよう言われた。銀行の口座番号がなぜ必要なのか分からなかったが、店の人に言われるまま手続きした。届いてみたらクレジットカードの機能もついていた。

クレジットやキャッシング、カードローンは借金のことです

借金について、どんなふうに考えますか。
「コミック本を買おうとしたら、お金が足りないので、保護者に相談し、来月分のおこづかいから450円借りて、来月450円返す」という場合では、保護者が相手に借りた分だけ返せばよい例です。
でも、実際に借金する場合では、借りたお金より、たくさんお金を返します。この借りたお金に足して返さなければならないお金を利息といい、借金するときは利息のことを忘れてはいけません。

20万円を借りたら返済額は？

パソコンを買うために20万円を月1%の利率 (単利) で借りて、一括で全額返すとき、1年後、2年後、3年後の利息と返済額は？

1年ごとに返済額をみてみましょう

1年後	224,000円	元金×利率×期間＝利息ですから、200,000円×1%×12 (月) =24,000円 元金+利息＝返済額ですから200,000円+24,000円=224,000円
2年後	248,000円	利息は同様に、年24,000円ですから、 返済額は200,000円+ (24,000円+24,000円) =248,000円
3年後	272,000円	利息は同様に、年24,000円ですから、 返済額は200,000円+ (24,000円+24,000円+24,000円) =272,000円

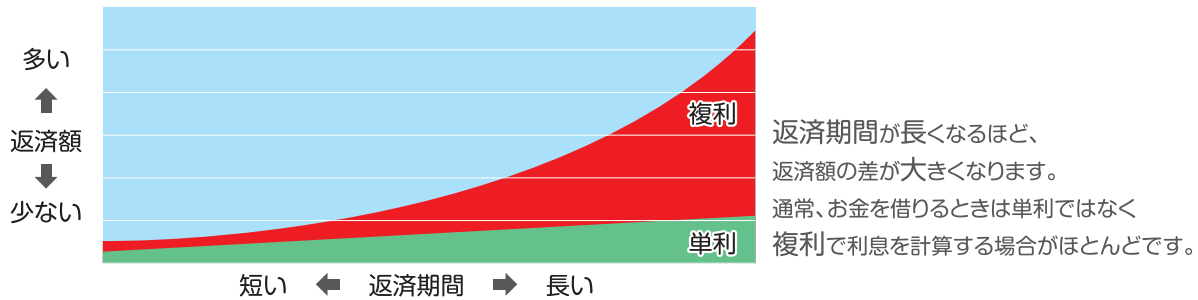
単利は元金のみに利息がかかりますが、他にも様々な利息の計算方法があります。
期間の末ごとに利息を元金に繰り入れ、合計額を次の期間の元金として利息をつける方法 (複利) では、

例えば、先ほどの例題を1年複利にすると

1年後	224,000円	利息は200,000円×1%×12 (月) =24,000円 返済額は200,000円+24,000円=224,000円 (=次回の利息計算の元金)
2年後	250,000円	利息は224,000円×1%×12 (月) =26,880円 返済額は200,000円+ (24,000円+26,880円) =250,880円 (同上)
3年後	280,985円	利息は250,880円×1%×12 (月) =30,105円 返済額は200,000円+ (24,000円+26,880円+30,105円) =280,985円



単利と複利 返済額のイメージは



実際には、毎月〇〇円の支払いというように、月々の返済をする場合がほとんどで、保証金が必要な場合もあります。
また、月々返済しても元金は減らないと仮定して利息を計算する方法もあり、**お金を借りる時の計算はもっと複雑**です。
利率の表示の仕方も、年利や月利などいろいろあります。

**月々の返済額や利率だけで判断せず、利息の計算方法にも注意し、
総返済額がいくらになるのか考えましょう。**